

令和4年度第2回習志野市災害医療対策会議 会議録

1 開催日時 令和4年12月16日(金)午後7時30分～午後8時20分

2 開催場所 保健会館1階検診室

3 出席者

(1) 出席委員

【副会長】 習志野市歯科医師会 会長 齋藤 守
【委員】 習志野市医師会 理事 青木 隆
習志野市歯科医師会 副会長 板谷 賢二
習志野市薬剤師会 副会長 宇野 弘展
習志野市薬剤師会 副会長 青木 伸江
千葉県済生会習志野病院 白石 博一
習志野第一病院 鎌田 尊人
津田沼中央総合病院 新井 通浩
谷津保健病院 宮崎 正二郎
習志野健康福祉センター (代理) 田中 由佳
習志野警察署 田仲 竜則
習志野市アマチュア無線非常通信連絡会 嶋野 忠雄
習志野市危機管理監 亀崎 智裕
習志野市消防長 廣瀬 義嗣
習志野市健康福祉部長 島本 博幸

(2) 委員随行者 4名

(3) 事務局 健康福祉部 次長 海老原 智実
健康福祉部 副参事 健康支援課長 事務取扱 吉岡 治
健康福祉部 主幹 健康支援課 篠塚 美由紀
健康支援課 医療・予防接種係 係長 橋本 法子
主査 高橋 美紀

4 議題

- (1) 会議の公開
- (2) 会議録の作成
- (3) 会議録署名委員の指名
- (4) 報告
 - ①令和4年度習志野市総合防災訓練実施報告について
 - ②令和4年度医療本部及び応急救護所訓練報告について
- (5) 審議
 - ①習志野市災害時医療救護マニュアル改訂における参集基準の見直しについて
 - ②習志野市災害時医療救護マニュアル改訂における病院前救護所について
- (6) その他(事務連絡等)

5 会議資料 令和4年度第2回習志野市災害医療対策会議に関する資料

- ・ 次第
- ・ 名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料1-1 欠番
- ・ 資料1-2 令和4年度習志野市災害医療本部及び応急救護所訓練 実施報告
- ・ 資料1-3 令和4年度習志野市災害医療本部及び応急救護所訓練 反省会（各会場）
- ・ 資料1-4 令和4年度習志野市災害医療本部及び応急救護所訓練の様子
- ・ 資料2-1 マニュアル改訂 市医療本部要員の参集基準と応急救護所基準
- ・ 資料2-2 マニュアル改訂 習志野市地域防災計画 抜粋
（「過去の地震災害」と「想定地震と被害想定」）
- ・ 資料2-3 マニュアル改訂 部会意見
- ・ 資料2-4 病院前救護所について
平成25年度第1回習志野市災害医療対策会議資料
応急救護所設置場所の選定理由
- ・ 資料2-5 病院前救護所について 習志野市災害医療体制図
（病院・応急救護所配置図）
- ・ 資料2-6 病院前救護所について 近隣市の災害時救護所設置状況について

6 議事内容

事務局海老原より、本日、三東会長が欠席となるため、習志野市災害医療対策会議設置要綱第4条の規定により、本日の会議は齋藤副会長が進行する。

(1) 会議の公開

(2) 会議録の作成

(3) 会議録署名委員の指名 齋藤副会長より、会議録署名委員として板谷賢二委員を指名。

(4) 報告

①令和4年度習志野市総合防災訓練実施報告について

【亀崎委員】

令和4年度習志野市総合防災訓練は、令和4年9月11日（日）に市内の実籾小を除く15小学校と実籾高校を会場として実施。市民2000名、関係機関は医療本部及び応急救護所を含め500名が参加。

訓練は市民・市役所・関係機関が連携し、「自助」「共助」の強化と共に、感染症対策に重点を置いた訓練を実施した。

具体的な内容として、実践的な訓練とするため、災害時の行動をイメージできるように、自宅で行うシェイクアウト訓練、各地域での安否確認、避難所への避難行動、感染症対策に特化した受付及び居住空間の開設、その後個別科目訓練を実施。

参加者の感想として、「3年ぶりだが前回より中身のある訓練だった」「組み立て訓練はよい経験となった」、初めての参加者からは「大変勉強になった」との声がきかれた。その一方で、コロナ禍の影響もあり参加者数は伸びなかった。備蓄資器材に昭和60年代のトイレがあり、高齢者対応がなされていないものがあった。

また、一部市民から医療にかかわる感想意見として、「避難所に看護職がいると安心する」「避難所に長期滞在となった場合の診療体制として、医療従事者はどのように巡回するのか」との声がきかれた。

これらの意見を踏まえ、災害対策本部・避難所・応急救護所の幹部の情報共有をどのように行うべきか、また避難所での保健活動チームの巡回を市防災地域計画に記載しているが、実際どのように運用されるかを調整しマニュアルに反映させたい。

【齋藤副会長】が質疑なしと認め、報告①は終了した。

②令和4年度医療本部及び応急救護所訓練報告について

【事務局 高橋】 (参照 資料1-2、1-3、1-4)

訓練は9月11日(日)8:30~12:00に、災害医療本部は市庁舎グランドフロア協働スペースで、応急救護所は第一・第二・第七中学校と保健会館で実施。

参加機関は、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、習志野市アマチュア無線非常通信連絡会、市職員の82名が参加。

今年度の訓練は、3年ぶりの訓練となることと、コロナ禍を踏まえ、訓練規模縮小とし、救急告示病院と災害拠点病院を除く、医療本部と応急救護所で実施した。

今回は救護所設営手順や発電機・無線等の物品の扱い、校舎の建て替えや感染予防等を踏まえたレイアウトの見直し等基本的な内容の確認を中心に行った。

これらの基本的な内容は全ての参加者は概ね理解でき実施できた。

今回、無線通信は音声のみ実施としていたが、情報伝達の中で、特に病名や薬名は聞き取りづらく、トリアージ内容は情報に洩れが生じやすい状況がみられた。また、情報伝達において、1つの救護所が報告している間は、その他の救護所は待たなければならない状況が生じた。今回の訓練を通じて、音声無線の限界と画像伝送の有効性が再確認された。

今後の課題として3点あげられる。1点目は、各応急救護所で傷病者受け入れから搬送までの流れ・手続きに混乱がみられたため、流れ・手続き等の要点の整理。2点目は、医療本部内の情報を、各分野の代表者がもれなく効率的に共有するための情報の流れとそれに応じた配置等の見直し。3点目は、全ての会場において次々と入ってくる情報の整理とメンバー内での情報共有方法の検討があげられる。

これらについては、見直しを行い、有事や次年度訓練に備え準備していく。

加えて、今回3年ぶりの訓練となり、3年間のブランクやメンバー変更等を踏まえ、令和元年度実施した訓練内容よりレベルを下げ実施した。今回久々に実施したことで、訓練の積み重ねの重要性を感じる機会となったため、コロナ禍等のような事態となった場合も、書面開催や個々で取り組み可能な訓練の提案等、訓練を継続できるような方法を検討することが必要である。

今年度の反省を踏まえての次年度の訓練内容としては、1点目に救急告示病院と災害拠点病院に参加していただき、アマチュア無線にて患者搬送や情報共有を実施、2点目に画像伝送による情報伝達訓練、3点目に今回の課題を踏まえ、傷病者受け入れから搬送までの流れ・手続き、情報の流れ等を見直し、訓練で取り組む、この3点を中心に検討していく。

【齋藤会長】今の内容に質問、意見はあるか。

【鎌田委員】

今回久々の訓練のため、無線や病院不参加など規模を縮小したため物足りなさを感じる訓練だったと思う。しかしその中で画像伝送の有効性が明らかとなった。音声無線であると一方通行で伝わりにくい。訓練以降、毎月やっている無線訓練では画像伝送訓練を再開した。次年度の訓練では4病院にも参加していただきたい。

【齋藤副会長】その他質疑なしと認める。

(5) 審議

①習志野市災害時医療救護マニュアル改訂における参集基準の見直しについて

【事務局 高橋】 (参照 資料2-1、2-2、2-3)

東日本大震災や令和元年度南房総市台風の実際より、現マニュアルの震災風水害参集基準が現状と適していないため、見直しが必要となった。

今回の改訂案として、震災は、医療本部及び応急救護所の自動参集及び設置を震度6弱、震災以外の風水害などは、医療本部は「災害対策本部長が必要と認めた時」に参集設置、応急救護所は「医療本部長が必要と認めた時」に参集設置としたいと考えている。

震災案の詳細として、1点目は、震災は予見できないため、一定の震度における自動参集とした。

2点目は、東日本大震災の実際を踏まえ震度5強では人的被害が大きくなる建物全壊等の想定は低く、医療機関が診療できる体制であれば平時の診療体制を維持できることが望ましいと考えた。また、市職員は震度5強で全職員は参集するため、被害状況によって行政で医療機関の状況を把握し、必要時災害対策本部へ打診し医療本部を立ち上げることは可能である。

3点目は資料2-2より東日本大震災の実際と市地域防災計画で提示している震度6強の被害想定を踏まえ、医療本部及び応急救護所の自動参集を震度6弱としたいと考えた。

震災以外の風水害等案の詳細として、風水害等は予見し行動することが想定されるため、事前に連絡し参集指示をかけることは可能である。加えてその他の大事故等は、各自内容を判断し自動参集することが難しいと考えた。医療本部は「災害対策本部長が必要と認めた時」に参集設置、応急救護所は「医療本部長が必要と認めた時」に参集設置としたいと考えた。

資料2-3は部会メンバーからの意見となる。その中にあるように、「呼び出し」となった場合の連絡方法や、風水害時を踏まえた医療本部活動内容と感染症を考慮した予防策等の詳細を引き続き詰めていく必要があるため、最終的な参集基準変更時期は、マニュアル改訂後よりと考える。

【齋藤副会長】今の内容に質問、意見はあるか。

【亀崎委員】

医療本部は震度6弱以上で自動参集・設置でよいか。応急救護所は震度6弱以上の自動参集、指示を待たず設置でよいか。

震災以外は、医療本部は災害対策本部長が呼び出し、必要と認めた時設置。応急救護所は医療本部長が呼び出し、医療本部長が必要と認めた時設置でよいか。

【事務局高橋】その通り。

【亀崎委員】

震度5強で被害が大きくなる可能性があり予鈴をかける場合、医療本部長である健康福祉部次長と災害対策本部の事務局でやりとりを行い判断するでよいか。

【島本委員】

災害対策本部の中で協議が行われ、医療本部が必要だという指示が出て、そこから健康福祉部へ指示が流れると考えられる。

【亀崎委員】

流れを整理し、どことどのように調整すればいいのか。大きな被害が生じる前に調整した方が事務局としてやりやすいために確認させていただいた。

【事務局篠塚】

震度6弱前に医療本部が必要な状況となった場合、医療本部要員の方々には事務局より連絡することを考えている。設置基準以外の詳細については詰めていく必要があり、引き続き部会で協議させて検討していく。

【鎌田委員】震度5強でも医療本部を立ち上げる可能性があるかを確認したい。

【事務局篠塚】

震度5強以下でも参集をかける可能性があることも検討すべき点であるため、今後協議させていただきたい。

【齋藤副会長】

その他質疑なしと認める。

「マニュアル改訂における参集基準の見直し」について、震災では医療本部及び応急救護所の自動参集を震度6弱、震災以外の風水害等は、医療本部は「災害対策本部長が必要と認めた時」に参集、応急救護所は「医療本部長が必要と認めた時」へとマニュアルを改定することと決定する。

なお、参集基準の適応は、呼び出し時の各要員への連絡方法等今回の質疑内容も含めた詳細を決定し令和5年度マニュアル改訂後に適用とする。

②習志野市災害時医療救護マニュアル改訂における病院前救護所について

【事務局 高橋】 (参照 資料2-4、2-5、2-6)

習志野市災害時医療救護マニュアル改訂における部会で意見をいただく中で、部会メンバーより、今後の応急救護所について、現在のまま指定中学校と保健会館とするか、病院前救護所へ変更するか、今後の体制をこの機会に改めて検討する必要性が提案された。

ここで示す病院前救護所とは、病院前に救護所を開設し、病院に殺到する人たちのトリアージを行い、軽症者の治療を行う場所とする。より医療を要する重傷者・中等症者はその病院内で治療を行うことを考えている。

現在の応急救護所の設置場所については、資料2-4のとおり、平成25年度第1回災害医療対策会議にて決定し、会議や訓練を繰り返す中で現在の体制が構築された。

資料2-6は近隣市の救護所設置状況となるが、近隣市では、小学校など公的施設に設置した応急救護所から病院前救護所に切り替えた例もある。

現在、応急救護所を設置し時間が経過したことで、みえてきた課題として、搬送問題や医薬品の管理等があげられる。

今後マニュアル改訂の検討事項として、病院前救護所を加えてよろしいか、また、進めるにあたり部会内で検討してよろしいかお伺いする。

今後の方向性として、病院前救護所を検討していくにあたり、対象として、災害拠点病院である済生会習志野病院と救急告示病院である習志野第一病院、津田沼中央総合病院、谷津保健病院の市内4病院を想定。

資料2-5は現在の病院と応急救護所の配置になる。市内4病院の場所を考えると、救護所の空白エリアが生じるため、南部地区の七中と東部地区の二中の応急救護所は必要となることが想定される。災害時のマンパワーも考慮しつつ救護所設置箇所を検討する必要がある。

今後の進め方として、病院の協力なしには病院前救護所は実施できないため、まずは病院の意向調査が必要と考える。それらを踏まえ、現状と病院前救護所のメリットデメリットの比較、救護所の設置場所の再検討等、本市において適切な方法を検討していく。

また病院前救護所は適切に検討する必要がある、現在の応急救護所から病院前救護所へ方針を転換する場合は、部会メンバーや病院との意見交換を行い、新たな体制を構築する必要がある。

そのため参集基準を含む当初案件は引き続き令和5年度内を目標にマニュアル改訂を行う。病院前救護所へ移行する場合は、令和6年度を目標に病院前救護所について再度マニュアル改訂を目指していく。

【齋藤副会長】今の内容に質問、意見はあるか。

【白石委員】

今回の訓練で第二中学校応急救護所を見学。重症者の搬送に時間を要することが想定される。また、重症者を応急救護所で収容することとなると、モニター等医療機器が不足している環境の中では、医師は患者を1対1で対応することとなり、本来の軽症者をみることができない。

病院前救護所については賛成であり、以前応急救護所を見学した小林院長も病院前救護所については全面的に協力すると話している。

【青木隆委員】

重症者の搬送手段がみつからず、手を尽くせずなくなってしまう患者が生じることが想定される。そのため病院前救護所は重要。

また、市民は病院へ行けば応急救護所があるということは非常に解り易い体制である。

しかし病院前救護所4か所と第二・第七中学校応急救護所2か所では物理的にマンパワーが足りないのではないか。病院前救護所については賛成だが、現状でももう少し人員が欲しいくらいである。

【亀崎委員】

青木委員と同様。各応急救護所の対象者数は第二中学校が対象となる東習志野から花咲地域は65,000人、保健会館が対象となる藤崎・鷺沼・津田沼地域は47,000人、第一中学校が対象となる谷津・奏の杜地域は38,000人、第七中学校が対象となる袖ヶ浦から芝園地域は23,000人である。病院前救護所はよいと思うが、第二中学校をなくし各病院へ傷病者を収容した場合パンクしないか。地域の対象者の現状も踏まえ検討する必要がある。

【齋藤副会長】

その他質疑なしと認める。

「病院前救護所について」は、マニュアル改訂内容の1つとして、部会で検討していくことに決定する。

以上で本日の審議を終了とする。

(6) その他（事務連絡等）

【事務局橋本】

・現委員の任期が令和5年1月31日をもち満了。それに伴い、次期委員の推薦をお願いする。推薦書を記入の上、令和5年1月10日までに事務局へ回答を提出いただきたい。

習志野市災害医療対策設置要綱第3条第2項の規定により、委員の任期は2年であるが、再任を妨げない。部会はメンバーが再任の場合はそのままのメンバー継続をお願いしたい。

・令和5年度の会議については、7月と12月もしくは1月の2回予定。年度初めに日程調整を予定。

【鎌田委員】

従来から感じていたが災害医療コーディネーターの増員を希望。災害時の参集が厳しいことも考えられるため、2名から4名に検討できないか。医師会内に災害医療コーディネーターの研修を受けている医師もいる。

【事務局篠塚】事務局で検討したい。

【齋藤副会長】これをもって令和4年度第2回習志野市災害医療対策会議を閉会する。